

政令月収額の求め方（計算方法） 2023.4.1改訂

収入基準は、申込者本人及び同居親族（婚約者を含む）で収入のある方全員の前年の年間総収入または年間総所得金額が対象となります。なお、前年1月以降に就職または開業された方は、その翌月からの1年分が対象となり、1年未満の場合は、その実績をもとに1年分の見込みを計算して下さい。

1. 政令月収額は次の順序で計算してください。

【計算の順序】

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する。
- (2) 各自の総所得金額を計算する。
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引いたのち、12で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

給与所得金額・事業所得金額の計算

①前々年12月31日以前から現在まで、勤務・事業を継続している方

ア. 給与所得金額：前年分の源泉徴収票の支払金額（税込み）を、3ページ給与所得計算表の算出式にあてはめて計算します。

イ. 事業所得金額：前年分の収入金額から、必要経費を除いた金額が事業所得金額です。

②前年1月1日以降に就職（転職）または開業し、現在まで勤務・事業を継続しており、1年以上経つ方

ア. 給与所得金額：直近1年間（12ヶ月間）の合計金額（税込み）を、3ページ給与所得計算表の算出式にあてはめて計算します。

イ. 事業所得金額：直近1年間（12ヶ月間）の合計収入金額から、必要経費を除いた金額が事業所得金額です。

③就職（転職）または開業してから1年未満の方

ア. 給与所得金額：次の式により推定年間総支払金額をもとめ、3ページ給与所得計算表の算出式にあてはめて計算します。

$$\frac{\text{働いた期間の総収入}}{\text{働いた期間の月数}} \times 12 \text{ヶ月} + \text{夏期・冬期などのボーナス支給（推定額）} = \text{推定年間総支払金額}$$

（※働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。）

イ. 事業所得金額：次の式により推定年間事業所得金額を計算します。

$$\frac{\text{営業した期間の総収入} - \text{必要経費合計}}{\text{営業した期間の月数}} \times 12 \text{ヶ月} = \text{推定年間事業所得金額}$$

（※営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。）

④入居資格審査日の前月末までに退職また廃業予定の方

「退職予定」または「廃業予定」と入居申込書に朱書きしてください。（その場合の収入合算はなし）

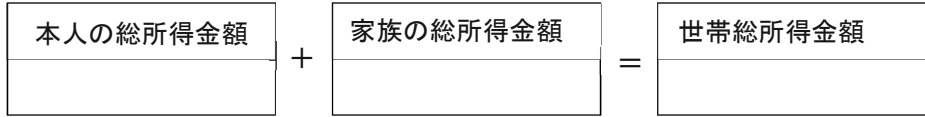
年金所得金額の計算

年金所得の方は、年間総支給額（前年分）を3ページ年金所得計算表の算出式にあてはめて計算します。

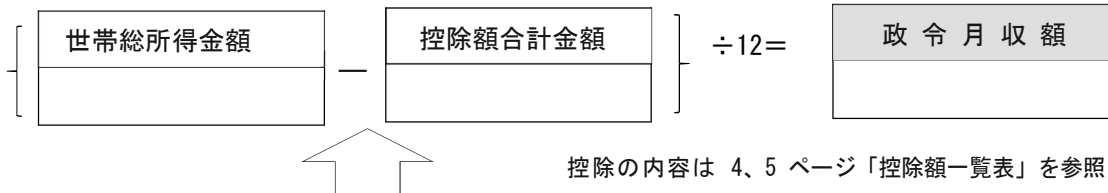
(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算



(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引いたのち、12で割って政令月収額を計算



控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円 × 人 円
2. 同居しない扶養親族	38万円 × 人 円
3. 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4. 特定扶養親族 ※①	25万円 × 人 円
5-① 特別障害者	40万円 × 人 円
5-② 障害者	27万円 × 人 円
6. 寡婦 ※②	27万円 × 人 円
7. ひとり親 ※②	35万円 × 人 円
8. 給与所得者	10万円 × 人 円
9. 公的年金等所得者	10万円 × 人 円
控除額の合計	円

※①控除対象となる特定扶養親族は、募集期間最終日現在の満年齢が 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族です。

(所得税法の特定扶養親族とは取扱いが異なります。)

※②「6. 寡婦」7. ひとり親」控除は、世帯総所得金額からの控除ではなく、寡婦またはひとり親に該当するご本人の所得から控除します。

入居申込書には給与・年金とも税込みの年間総収入金額を記入してください。

(5) 政令月収計算の対象とならない収入例

生活保護費、児童手当、児童扶養手当、雇用保険による失業等給付、傷病手当金、労災保険金、遺族年金、障害年金などの課税されない収入

2. 所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間の給与・ボーナスの税込み合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

支払金額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000 円以上～1,619,000 円未満		支払金額－550,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000 円以上 ∩ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 （ア）支払金額÷4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 （イ）上の（ア）で算出した数値に4,000 円を掛ける。 次に（イ）で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額 ×0.6+100,000 円＝給与所得金額
1,800,000 円以上 ∩ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額 ×0.7－80,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上 ∩ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額 ×0.8－440,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円未満		支払金額×0.9－1,100,000 円＝給与所得金額

(2) 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間の年金の税込み金額）の区分により年金所得金額を計算してください。年齢は、募集期間最終日現在の満年齢です。

	収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額－1,100,000 円＝年金所得金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額－600,000 円＝年金所得金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額

3. 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合はそれぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2、3、5～7の控除は、所得税法上の対象者の方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号二に規定する、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方をいい、所得税法の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、募集期間最終日現在の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額	
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円	
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
特別控除対象者	3. 老人扶養親族	扶養親族及び同一生計配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4. 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族（公営住宅法上の取扱い）	25万円	
	5. 障害者	① 特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかにあてはまる方（申込者又は上記1・2の対象者） (1) 心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。（このうち重度と判定された方は特別障害者） (2) 精神に障害のある方で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金法施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級または2級の方は特別障害者） (4) 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (8) 65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者）	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
		② 障害者	(4) 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (8) 65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者）	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
	6. 寡婦	申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方のうち下記「7.ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア. 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見込額が500万円以下の方。 イ. 夫と死別してから後婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円	

控除対象		範囲	控除額
特別控除対象者	7. ひとり親	<p>申込本人又は同居親族で次のア～エのすべてに該当する方。</p> <p>ア. 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。</p> <p>イ. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。</p> <p>ウ. 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が48万円を超える子は除かれます。）があること。</p> <p>エ. 年間の所得の見積額が500万円以下であること。</p>	35万円
8. 給与所得者	9. 公的年金等所得者	<p>申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に 係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）</p>	<p>10万円 1～7 と重複して控除することができます。</p>

※1. 控除額は、該当者1人についての額（年間）です。

※2. 寡婦控除は、所得金額から上記8,9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※3. ひとり親控除は、所得金額から上記8,9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※4. 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

（注意） 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。